

Support

COMMENT

税務の そこが知りたい

役場税務班 ☎ 42局 2111番

確定申告に
ついての
解説です



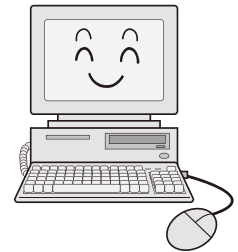
もうすぐ確定申告の時期がやってきます インターネットで所得税の確定申告に挑戦してみませんか？

国税庁では、自宅やオフィスからインターネットを利用して簡単に申告や納税などができる国税電子申告・納税システム（e-Tax）を運用しています。これを利用すると、今まで書面で行われていた手続きをインターネットを利用して行うことができます。利用するためには、事前に電子証明書付きの住民基本台帳カードとICカードリーダーの準備が必要です。また、プリンタから確定申告書を印刷して税務署に郵送する簡単な方法もありますので、詳しくは税務署までお問い合わせください。

- e-Tax でできる手続き ①申告（所得税、法人税、消費税など）②申請・届出など（青色申告の承認申請など）③全税目の納税
- e-Tax の利点 ①申告会場に行く手間が省ける②金額を入力すれば税額等が自動計算ができる③簡単に所得税や消費税の申告書、収支内訳書等の作成ができる④e-Tax で申告を行う場合は医療費の領収書や源泉徴収票等の添付書類の提出を省略できる⑤一度申告すれば、次の年から前年のデータを活用することができる
- e-Tax ホームページ <http://www.nta.go.jp>

国税庁

検索



所得税の還付申告はお早めに

年の途中で退職し、税金の精算がされていない人や年金収入のみの人、サラリーマンで医療費控除を受ける人は、確定申告が始まる2月16日（木）以前でも提出することができます。この期間は還付申告のみの受付となっています。

- 必要なもの ①所得のわかるもの（給与所得の源泉徴収票や公的年金の源泉徴収票等）②印かん③社会保険料等の納付額証明書や領収書④生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書
- 医療費控除の申告をする場合 平成23年中に支払った医療費の領収書（支払額を集計して明細書を作成）
- 申告場所・問い合わせ 直方税務署 ☎ 22局 0880 番まで

ちと
疑問

!?

Q
疑問

納税義務者が、町税を滞納したまま死亡した場合、その税はどうなりますか？

A
答え

納税義務者が死亡し相続が生じた場合は、その納税義務は相続人に承継されます。従って、相続人に納めていただくこととなります。承継された税が納付されないと、相続人は、滞納処分（差押え等）の対象となります。

時間外窓口が便利です。

毎週木曜日は午後7時まで開設。

鞍手町では、住民サービス向上のため4月から試験的に役場と教育委員会（中央公民館）のすべての課で毎週木曜日に午後7時まで延長して窓口を開設してきましたが、これまでの利用実績から、平成24年1月以降は特に取り扱い件数や問い合わせが多い業務にしぼって時間外窓口を開設することとしました。

開設する部署と主な取り扱い業務は次のとおりです。

平成24年1月以降の毎週木曜日の時間外窓口（午後7時まで）

開設する部署		主な取り扱い業務
税務住民課	税務班	各種証明の発行（所得証明、納税証明など） 納税相談
	住民班	各種証明の発行（戸籍、住民票、印鑑登録証明書など） ※電子証明書など一部に取り扱えないものがあります
保険健康課	保険年金班	国民健康保険（加入・脱退、給付の手続き） 後期高齢者医療（加入・脱退、給付の手続き） 国民年金（加入・申請の手続き） ※日本年金機構に確認が必要な場合を除きます 乳幼児医療・障害者医療・ひとり親家庭医療 （加入・脱退、給付の手続き）
福祉人権課	福祉高齢者班	介護保険（申請、相談） 高齢者福祉サービス（申請、相談） 生活保護の申請 身体障害者・知的障害者の援護 精神障害者保健福祉手帳・通院医療の申請
	児童人権班	保育所の入所・退所の手続き（広域保育を除く） 子ども手当の手続き 児童扶養手当の手続き 特別児童手当の手続き
上下水道課	上水道班	水道に関すること全般
会計課	会計班	税金や料金などの納付（介護保険料と県税を除く） ※鞍手町が発行している納付書による納付に限ります

※上記以外の業務は、事前に担当課までお問い合わせください。

年度末と年度始めは日曜日も開設。

3月から4月にかけては、就職や転勤、進学や卒業などにより一年の中でも最も引越しが多くなるシーズン。それに伴い、役場で転入や転出などの手続きをする機会も多くなってきます。鞍手町では、そのような時期に休日でも必要な手続きができるように、次のとおり年度末と年度始めの日曜日に時間外窓口を開設します。

年度末と年度始めの休日窓口

開設日時	平成24年3月25日（日）、4月1日（日） 午前9時から午後1時まで
取り扱い業務	転居に伴って必要となる手続き ※具体的な取り扱い業務は、平成24年3月号の広報紙で改めてお知らせします



■ お問い合わせ ■

鞍手町役場

☎ 42局 2111番